

R.I. D.2740 JAPAN
佐世保ロータリークラブ

会長:松尾 文隆 幹事:安福 竜介
事務所:佐世保市島瀬町10-12 十八親和銀行 佐世保本店内 TEL 0956-22-7720 FAX 0956-25-6323
例会場:レオプラザホテル佐世保(毎週水曜日) TEL 0956-22-4141
http://www.sasebo-rc.jp/ E-mail:src@circus.ocn.ne.jp

令和 8 年 5 月 20 日

第 3,619 回例会

NO 41

《本日》会員数 83名(出席規定免除 21名)・出席 57名・欠席 26名・(内免除者欠席 11名)・ビジター 0名・出席率 68.67%
ゲスト 0名
《4月22日》会員数 79名(出席規定免除 21名)・出席 48名・欠席 31名・(内免除者欠席 14名)・メイクアップ 3名・修正出席率 78.46%

会長挨拶

会長 松尾 文隆

皆さん、こんにちは。本日も定刻よりお集まりいただきありがとうございます。

先週5月14日開催の国際ロータリー2740地区第5・第6グループ共催でのインターシティミーティングには両グループの11RCより多くの会員に登録と懇親会までの参加を頂き、充実したIMを盛況に終わることが出来ました。

第5G増本一也ガバナー補佐・第6G前田眞澄ガバナー補佐のもと、IM実行委員長としてご尽力いただいた円田浩司パスト会長はじめ、実行委員会の方々に深く敬意と感謝を申し上げます。

各方面でご活躍されているアライアンス・フォーラム財団会長 原 丈人(はら じょうじ)様のご講演はまさに、ロータリークラブ会員の職業奉仕についての道標として、多くの会員が感銘を受けた事と推察致します。

本日の例会もプログラムが山積しておりますので短い挨拶とさせていただきます、本日もよろしくお祈りします。



幹事報告

幹事 安福 竜介

1.公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

★ハイライトよねやま314号★

2026年5月13日発行

<https://www.rotary-yoneyama.or.jp/content/uploads/summary/highlight314.pdf>

2.香港ワンチャイロータリークラブ

次期会長 福田 恵子 さん
御礼 佐世保ロータリークラブIM並びに温かい接遇に感謝申し上げます

3.国際ロータリー第2740地区

2024-26年度ガバナー 石坂 和彦 さん
地区幹事 中島 幸利 さん

職業奉仕委員会 委員長 矢野 京子 さん

6月6日特別講演会動員のお願い

日時/6月6日(土)

開場/13:00～

開演/13:30～16:10

会場/諫早文化会館

講師/駐日カナダ大使

イアン・マッケイ氏

テーマ「すべてはここから始まった」

4.唐津ロータリークラブ

2026-2027年度IA年次大会 分科会(修正)

1.分科会内容に一部変更

第2分科会

例会記録

○ロータリーソング「四つのテスト」

福岡大学教授ステファニー・A・ウエストン氏のご都合がつかなくなったため、講演会はございません。

第3分科会

公益財団法人オイスカ・インターナショナルの方々には参加できなくなりました。

2.大会プログラムの注意事項（お願い）の12の（1）の③緊急連絡先の訂正

徳川（唐津RC・大会実行副委員長）

090-2081-5072

5.国際ロータリー第2740地区

2025-26年度

地区RYLA委員長 太田 陽子 さん

国際ロータリー第2740地区2025-2026

RYLA事業

「シン・ライラ～一円融合であるためのリーダーシップVer.2」のご案内

1.開催日／6月20日(土) 13:00開会～

21日(日) 11:30閉会予定

2.スケジュール／別紙参照

3.開催場所／

【開会式・セミナー】野岳湖公園 義太夫会館 または 芝生広場

【夕食・宿泊】ヴィラそのぎグランピング・オートキャンプ場

4.教育目標

指揮・統率・管理の三原則に基づくリーダーシップの理解

論理的思考（サバイバルランク応用）によるリソース管理

極限状態における正確なコミュニケーション能力の向上

5.登録料

（ライラリアン）／無料

（ロータリアン）／8,000円（食費および宿泊費として）

委員会報告

■IMの報告とお礼

RI2740地区第5Gガバナー補佐 増本 一也

先週のIM、皆さん大変ありがとうございました。佐世保RCの底力が結集された素晴らしい大会になったと思います。今回のIMの成功は、円田浩司IM実行委員長のリーダーシップのもとに、廣瀬章博事務局長、安福竜介幹事、境竜馬さん達の綿密な検討と細部にわたる資料等の作成やIM前の各クラブへのキャラバン等、本当に佐世保RCの会員のレベルの高さと熱意に改めて敬意を表します。また、佐世保中央RCの前田真澄第6Gガバナー補佐を始め、岡会長、芥川さん、中島さん達のIMへの情熱も素晴らしいものでした。佐世保中央RCとの新たな交流の1ページが始まった様にも感じております。ところで、アライアンス・フォーラム財団会長の原丈人さんを、講師に招聘するに至った最初のきっかけは、福田金治PGの「佐世保に呼びなさい」の一言でした。紆余曲折があり何とか原先生を招聘出来ましたが、財団の日本事務局に居られた齋藤秘書の「原に直接手紙を書いてください」のアシストや財団の理事で香港ワンチャイRCの福田恵子さんが、佐世保出身で原先生の佐世保講演を強力に後押ししてくれたことも幸運でした。今回のIMの基本テーマは「これからの職業奉仕」でしたが、原丈二さんの提唱される「公益資本主義」では、私たち経営者が出来るだけ多くの利益を上げ、その利益を従業員や家族、顧客、サプライヤー、地域社会に適正に分配する考えや佐世保の街づくりのヒントについてです。その中で、非正規雇用の人を正規雇用に変えていく事で結婚する人が増え出生率が高まり日本の人口減少の根本的問題解決につながるお話もされていました。先日、佐世保市は人口流出ワースト全国一位の発表がありましたが、もし、この正規雇用を増やす取り組みを佐世



保市の街ぐるみで行えば、それが全国に知れ渡る事で多くの移住者が佐世保に来る様になるとも原先生は言うておられました。そして米海軍や自衛隊基地のある佐世保ですから、米兵の人達が戦争で怪我しても治療できる国立病院の誘致や最新医療研究の医療特区等の可能性もあると指摘されました。特にガン治療や再生医療の研究はこれからの大きな投資分野として期待されます。また当日ご出席された西本副市長も講演後、原さんとは熱心にお話されており携帯番号も交換されていましたから、今後の佐世保の街づくりに何か変化が生まれてくればと期待しております。ロータリーの事業が行政への橋渡しとしての役目を果たす事は、大きな意義を持つと考えます。今回のIMで最も皆さんにご理解いただきたい事は、まずは経営者として会社を発展させ、できる限りの多くの利益を上げる事、その時に従業員やそれを支える家族の人達のことも思い浮かべ、豊かで潤いのある人生を実現させていく気持ちを持つことです。そこにロータリアンとしての職業奉仕の出発点がある様に思います。最後に、IMの全員登録にご協力をいただいた松尾文隆会長はじめ会員の皆さんに心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

■奉仕プロジェクト委員会

委員長 坂元 崇

「2025～2026年度 佐世保ロータリークラブ白浜海水浴場清掃活動」ご案内

社会奉仕活動の一環で、奉仕の原点に立ち返りロータリアンが汗をかき、佐世保の宝である九十九島の一端をなし、海水浴シーズン前で市民の憩いの場である白浜海水浴場の清掃活動を実施いたします。皆様のご参加をお願い申し上げます。

実施日予定日／5月31日(日)

時間／集合時間 8:50

9:00～11:00(雨天中止)



集合場所／九十九島白浜海水浴場

行動場所／白浜海水浴場一帯

参加者／会員ならびにIAC、参加人数予定50名

※外部作業となりますので、各自作業しやすい服装、タオル等の持参をお願いします。(スポーツドリンクはこちらで準備いたします。)

■次年度親睦活動委員会委員長 長島正太郎

6月27日(土)に行います。役員交代式並びに記念懇親会のご案内を郵送にて皆様にお送りしております。会場はホテルヨーロッパ レンブラントホールにて、18時より計画しております。本年度も昨年同様、奥様はじめご家族皆様のご参加を予定しております。

ご家族の皆様とともに新しい一年の始まりとしたいと考えておりますので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。



■次年度幹事 指山 立

本日、セルフボックスに次年度の組織図表を入れていきます。各自、次年度の所属の確認をお願いします。

本日、17時よりワシントンホテルで第5回期前理事会を開催します。次年度の理事・役員の方はご出席をお願いします。また、18時30分よりワシントンホテルで大委員会を開催します。次年度の理事・役員・監事、小委員長・副委員長の皆様はご出席をお願いします。



その他の報告

■囲碁将棋同好会 筒井 和彦

役員交代式記念

囲碁将棋大会

日時／6月17日(水)

18:30 集合～

21:00頃 閉会



(途中、19:00から食事会)

場所／レオプラザホテル 鯉太郎

会費／5,000円／人

備考／お酒の持込み歓迎

■健康麻雀大会 幹事 安部 雅隆

役員交代式記念

健康麻雀大会

日時／6月21日(日)

時間／13:00 より

場所／麻雀みらくる (郵送

で案内した場所と異なりますので
ご注意ください)

参加費／2,000円



■カラオケ 境 竜馬

役員交代式記念

カラオケ大会

日時／6月11日(水)

18:30 より

場所／カラオケまねきねこ

佐世保京町店

参加費／5,000円 (飲食代含む)



■朗遊会 幹事 出端 隆治

5月16日(土)佐世保カントリークラブにて、第5回の朗遊会を開催しました。カード参加を含め19名での競技となりました。

優勝が福田金吾さん、準優勝木村公康さん、3位が池田真秀さんでした。次回は6月6日(土)佐世保カントリークラブにて役員交代式記念コンペを開催しますので、皆様のご参加よろしくお願ひします。



■お礼 芹野隆英

先日は、母の葬儀に際しまして、会員の皆様よりお心遣いを頂戴しまして誠に有難うございました。



慶 祝

親睦活動委員会 福田登志也

○誕生記念月のお祝い

長野 哲也 さん (2日)

船越 温 さん (2日)

内海 暢邦 さん (7日)

中島 顕 さん (8日)

安達 幸太 さん (10日)

安部 直樹 さん (19日)

加納洋二郎 さん (24日)



例会委員会 榎屋 健

○永年会員表彰

松本 英介 さん (51年)

福田 金治 さん (49年)

大神 邦明 さん (41年)

加納洋二郎 さん (28年)

○出席100%表彰

米倉洋一郎 さん

福田 金吾 さん



歌の時間

ソングリーダー 黒木 政純

「鯉のぼり」

大正2年(1913年)に『尋常小学唱歌 第五学年用』として刊行されました。作曲は弘田龍太郎、作詞者は不詳です。

1番の歌詞の「いらかの波」とは、家々の瓦屋根が連なって波のように見える様子を指し、「雲の波」と重なることで、空と地上の二重の波の中を鯉のぼりが泳ぐ光景を表現しています。また「たちばな」は日本古来のミカン科の木で「橘かおる朝風」とは、初夏に咲く橘の花の香りが漂う朝の風の様子を表わしています。3番の歌詞は男児の健やかな成長を願う内容で、鯉が滝を登って竜になるという中国の「登竜門」の伝説に基づき、困難に立ち向かい立派に成長することを象徴しています。

初夏の風景と子どもの成長を願う文化的意味を含めた内容であり、歌詞全体を通して日本の伝統行事である端午の節句の情緒を伝えています。

ニコニコボックス

親睦活動委員会 橋高 秀和

松尾 文隆 会長、筒井 和彦 副会長
安福 竜介 幹事、今吉 俊博 さん
鮫嶋 征彦 さん、山下 達也 さん
廣瀬 章博 さん、吉岡賢一郎 さん
出端 隆治 さん、福田登志也 さん
境 竜馬 さん、草津 栄良 さん
山縣 千穂 さん、榎屋 健 さん
稲吉 修 さん、安達 幸太 さん
中島 顕 さん、橋高 克和 さん
田中丸善保 さん、川原 譲 さん
山口 健二 さん、大久保利博 さん
山下 忠則 さん、安部 雅隆 さん
納所 佳民 さん、福田 金治 さん
米倉洋一郎 さん、古賀 巖 さん
増本 一也 さん、長島正太郎 さん
坂元 崇 さん、指山 立 さん
初瀬 隆太 さん、梅村尚一郎 さん
船越 温 さん、坂本 敏 さん
梅村 良輔 さん、池田 真秀 さん
安部 直樹 さん、福田 金吾 さん
大城 美枝 さん、中村 徳裕 さん

林健児さんの新会員卓話に期待してニコニコします。

増本 一也 さん、円田 浩司 さん

先週のIM、皆さん大変ありがとうございました。今回のIMでロータリーの新たな職業奉仕の展望が拓けたのではないかと思います。今回のIMは、第5グループ・第6グループ合同で開催し、佐世保中央RCとの合同実行委員会が組織され、その中で強力なリーダーシップを発揮していただいた円田浩司実行委員長には大変敬服致しております。事務局長の廣瀬章博さんは、全ての段取りを取り仕切っていただき最後まで大変だったと思います。安福竜介幹事、境竜馬さんにも毎回欠かさず委員会に出席していただき、全クラブへのIMキャラバンを実行していただいた結果、383名の会員登録になりました。また、前田眞澄第6Gガバナー補佐をはじめ、IMに熱い情熱を傾ける佐世保中央RCの皆さんにも感謝です。今回のIMの目的はこれからの職業奉仕を見つめ直す機会にすることでした。今回の原丈人さんの講演を聞かれて、経営者としてロータリアンとして職業奉仕に通じる何かを感じていただければ嬉しく思います。

松尾会長をはじめ全員登録や懇親会の出席等、皆さんの全面のご協力によりガバナー補佐、唯一の主催事業が無事終了する事が出来ました。

本当にありがとうございました。

福田 金吾 さん、木村 公康 さん

池田 真秀 さん

朗遊会で入賞しましたので、ニコニコします。

福田 金治 さん、米倉洋一郎 さん

福田 金吾 さん

永年会員と出席100%表彰を祝っていただき、ありがとうございます。

◇

ニコニコボックス	前回累計	1,776,000円
	本日合計	53,000円
	累計	1,829,000円

卓 話

「こうしょうにん」とは？

新会員 林 健児
(佐世保公証役場 公証人)

皆さん、こんにちは。

ただいまご紹介にあずかりました、佐世保公証役場 公証人の林と申します。



今回、新会員卓話の機会をいただきましたので、本日は、短い時間ではありますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、去年の7月1日付けで佐世保公証役場 公証人に任命され、着任しましたが、この佐世保の公証人は、代々、この歴史と伝統のある佐世保ロータリークラブに入会させていただいておりますので、多分、このような卓話の機会もあったのではないかと思います。ですので、公証人の業務について、ご存じの方もおられるかと思いますが、新会員の方も入会していますので、再度、お聞きいただければと思います。

それでは、時間の関係もありますので、早速、卓話に入らせていただきますが、その前に、恒例の自己紹介ということで、

1966年（昭和41年）2月25日生まれの60歳で、還暦です。今年「丙午」の年男です。60歳ということで、今年、皆様には、長寿祈願祭や還暦祝いをしていただき、大変感謝しています。

ちなみに、本厄の年、厄年にも入っているということで、40歳の時の厄年には、ここでは言えませんが、かなり痛い目に遭いましたので、今年は、かなり気を遣って生活しています。もう、お痛はできません。

出身は、福岡県朝倉市（旧：朝倉郡杷木町）という、ほぼ大分県日田市との県境出身で、現在は、福岡市博多区に居を構えておりますが、去年6月から佐世保で単身生活をしています。

経歴としましては、地元の杷木小・杷木中から、朝倉高校、西南学院大と進学しましたが、小学校時代は、6年間柔道…全国大会の常連でしたが、中学校時代は、3年間バスケ、高校時代は、軟式テニスと山岳部…試合がキツすぎる。

大学時代は、軟派なテニスサークルに所属しながら、バブル期の勢いで、ディスコ、ビリヤード、ボウリング、合コン、一気飲みにいそしんでおりました。

ただ、要領もよかったのか、成績も優秀で、大学3年時には、ほぼ単位を取り終わりましたので、大学4年時に、2か月半ほど、ヨーロッパを旅していました。ロンドンに入り、ヨーロッパを南下して、最後はエジプトから日本に帰るという行程で、ほとんどの国に滞在して、地元の方と交流を深めました。いい思い出です。

大学時代は、とにかく、やりたいことをやり尽くしましたので、卒業するときは、これから真面目に働こうと思えました。

家族は、妻・娘1人・孫2人です。結婚は1回です。

家族に関しては、私は、40歳頃から、広域異動に突入し、退職まで都合11年の単身赴任生活をしましたが、それが、ちょうど娘の中学・高校の多感な時期と重なり、娘は、妻べったりで、たまに私が帰省しても、ギクシャクした関係で、会話があまりないことが続き、あまり知らないうちに、結婚の話が進んでいたという、悲しいことがありましたので、孫はかわいいですが、娘の旦那には、何もしてあげません。今では、家族の関係はいいですが、娘は今だに、私のことを、「ケン」と呼び捨てにしています。俺のことをそう呼べるのは、おまえぐらいだ、とは言いますが、内心では、喜んでます。

ちなみに、妻は、佐世保市大黒町出身で、今は、もう実家はありませんが、両親のお墓が相浦付近にありますので、時々、一緒にお参りしています。

趣味は、スポーツ全般でして、何にでも手を出すタイプで、見る方ではなく、やる

方です。テニス、バスケ、バドミントン、マラソンなどは、長い間続けてました。

職歴としましては、昭和63年・22歳で「福岡法務局」に入局しました。

法務局は、不動産の登記とか、会社設立などの商業登記、戸籍事務指導、国籍：帰化事務、人権擁護事務、国家訴訟請求の国側代理人としての弁護士事務などを行う法務省機関ですが、その法務局で、佐世保法務局に約30年前に2年間ほど勤務経験があります。それから、福岡に帰り、40歳頃までは、福岡県内のあちこちで勤務していましたが、その後は、広域異動となりました。

佐賀、横浜、千葉、岐阜と勤務し、神戸の次長の時に、コロナ一色になり、マラソン大会等のスポーツイベントが全くなりましたので、近くのゴールドジムに通うようになり、そこから、週4～5日、2時間から3時間ジム通いの日々が始まりました。

宮崎の法務局長時代は、やっぱりサーフィンでしようと言うことで、春から秋にかけて毎週サーフィンをし（丘サーファーじゃないですよ。）、プロサーファーのお墨付きをいただきました。

それから、鹿児島島の局長、熊本の局長となり、去年の3月に59歳で退職したわけですが、その頃には、バーベル110キロを持ち上げるまでになってましたが、退職と同時に、今はジムにも通う暇もなく、老人化していることが非常に気掛かりです。

ここから、本題の公証人の業務について、お話しします。

〈公証人とは？〉

公証人については、「当事者その他の関係人の依頼に応じ、民事に関する公正証書を作成し、私署証書・定款に認証を与える権限を有する公務員」と書かれています。

公証人は、裁判官・検察官・弁護士など司法試験に合格して一定期間、実務経験を経た法曹有資格者や、司法書士、法務局職員など法律実務経験者の中から試験を経て法務大臣に任命され、法務局に所属する準

国家公務員です。

ただし、収入は国からの給与制ではなく、嘱託人（依頼人）が支払う手数料のみです。広い意味の公務員ではありますが、経済主体としては個人事業主であります。

公証人の数は全国に約500名、公証役場の数は約300です。

ちなみに、長崎県内には、4か所（長崎市、佐世保市、諫早市、島原市）の公証役場、4人の公証人がいます。

公証人の職務執行区域（仕事をするところができる区域）は、長崎地方法務局の管轄区域内、つまり、長崎県内だけです。近いからといって、伊万里市には1歩たりとも足を踏み入れることはできません。

また、理由がなければ、公証役場の建物外で公正証書を作成することもできません。

しかし、長崎県外にお住まいの方が、佐世保公証役場に来ていただく分には問題はありません。東京からの依頼でもお受けすることができます。

しかし、ここでも一つ例外があります。会社の定款認証については、例えば佐賀市に設立する会社の定款認証について、佐世保市内にお住まいの方から依頼があっても、それをお受けすることはできません。定款の認証は、会社の本店所在地を管轄する法務局の所属の公証人が取り扱うとされているためです。つまり、佐賀市を管轄する法務局（佐賀地方法務局）の所属の公証人しか取り扱うことができません。

〈公証人の業務〉

1つ目が、私文書の認証（証明）です。私文書の証明といっても中身の真実性については証明のしようがありませんので、飽くまでも、文書の署名・押印等が本人のものに間違いがないことを証明することになります。

また、定款（会社の規則）の認証も行っています。これは、佐世保市の会社には、必ずある会社の規則を記載したもので、会社の設立時に必要となります。

2つ目は、公正証書の作成です。公正証書

の定義は「個人又は法人からの囑託（依頼）により、公務員である公証人がその権限に基づいて作成する公文書のこと」です。公正証書には強い「証拠力」があります。

法律行為に基づく公正証書としては、「遺言」や「各種契約に基づく公正証書」があり、私権に関する事実についての公正証書としては「事実実験公正証書」（公証人の五感により直接体験した事実に基づいて作成した公正証書のこと、例えば、「貸金庫の内容物の点検・確認の証書」、「発明の内容や実施実績を内容とする公正証書」（特許権は発明の内容を公開することが前提となるので、秘密にするためにあえて特許の取得をせず、発明を秘密にしておき、万が一、他人が特許権を取得した場合は、公正証書により既に同じ発明が存在していたことを証明することができるので有効）、「尊厳死宣言公正証書」）などがあります。

3つ目は、私文書に対する「確定日付」の付与です。確定日付とは公証人が確定日付の印判を文書に押すことで、その日にその証書（私文書）が存在していたことを証明するというものです。

公証役場の利用者は、①20～30歳代、②70歳以上、で全体の利用者の約80%を占めています。

〈高齢化の現状〉

総務省の報道資料によりますと、令和8年4月1日現在、我が国の総人口は1億2286万人です。

このうち65歳以上の高齢者人口は3589万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は29.3%で、約3割の方が高齢者という状況です。また、日本の65歳以上人口の割合は、世界（200の国・地域の中）で最高とされています。

〈平均寿命と平均余命〉

(1) 平均寿命

令和6年の我が国の平均寿命は、男性81.09歳、女性87.13歳でした。

平成2年は、男性75.92歳、女性81.90歳でしたので、この34年間で、男女とも、5歳以

上平均寿命が延びています。

今後も平均寿命は上昇し、2070年には、男性85.89歳、女性91.94歳になると推定されています。

(2) 平均余命

また、65歳時の平均余命は男性19.47年、女性24.38年でした。そして75歳時の平均余命は男性12.08年、女性15.75年でした。

平均余命も、40年前（1983年）と比較しますと、75歳以上の平均余命は、男性は3.39年、女性は4.99年伸びています。今後も、人の一生の中で高齢期で過ごす期間の割合が長くなることが予想されます。

（シルバー川柳）

「定年で、田舎戻れば、まだ若手」
〈年代別の認知症有病率推計〉

次に、厚生労働省の調査報告では、65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は推計12.3%で、約443万人との報告があります。

また、認知症になる可能性がある軽度認知障害の高齢者も約558万人いると推計しています。つまり、65歳以上の人のうち、27.8%（3割弱）の人が、認知症又は軽度認知障害ということになります。

また、認知症の有病率を年代別にみると、74歳までは10%以下ですが85歳以上では40%超となります。

（シルバー川柳）

「朝ご飯、食べたか妻が、試し聞く」
〈高齢化社会への対応〉

これまでにお話ししたとおり、今後、我が国はますます社会の高齢化が進み、高齢者の認知症有病率も高まることから、高齢化社会への対応が喫緊の課題となっております。

すなわち、高齢者が認知症などで判断能力が衰えた場合でも、最大限の幸福を得られるよう、現に有する能力（残存能力）を十分に引き出し、本人が社会の一員としてその地域で安心して暮らしていける社会を構築していくことが求められます。

そのためには、次の3つの要素を考慮すべきとされています。

それは、①自己決定権の尊重、②残存能力の活用、③ノーマライゼーション（高齢者や障害者などと健常者とが助け合いながら暮らしていける社会づくり）の3つです。

〈佐世保市の年齢別人口の現状〉

①令和8年4月の佐世保市推計人口：223,998人

②佐世保市の年齢別人口の現状：0～14歳：26,921人（12%）

15歳～64歳：121,419人（54%）

65歳以上：75,630人（34%）

15歳～64歳の1人強で1人を支えている状況です。

予測では、2050年には、165,944人に減少すると試算されています。

〈老後を快適に過ごすための生前5点セット〉

①遺言…次ページで説明。

②財産管理等委任契約

判断能力はあるが、足腰の不安や寝たきり生活等になると、銀行へ行けないため、通帳を預け、病院の支払などを代行してもらう契約

③任意後見契約

認知症や重い病気で判断力を失った時に備え、財産管理や看護、医療などの手配を行ってくれる後見人を選任する契約

④死後事務委任

死亡後の事務的な手続（葬儀・医療費等の清算、各種支払い、関係者への連絡）を委任する契約

⑤尊厳死宣言

自らの最期をどう迎えるかについての意思表示

〈増加する遺産争い〉

平成12年の、家庭裁判所での遺産分割事件（調停・審判）は8,889件で、平成20年は10,202件、令和5年は13,872件と年々増加しています。

記載しているとおり、令和4年の遺産分割事件（調停・審判）での遺産の価額別内訳を見てみますと、33%が1000万円以下の事件、43%が1000万円～5000万円以下の事件です。このデータからは、遺産分割事件の

76%が遺産額5000万円以下の相続争いであることが分かります。相続争いは、決して多額の遺産がある家庭に限らないということです。

〈法定相続人〉

①「配偶者」は、常に相続人です。ただし、法律上の婚姻関係にある者だけで、内縁の妻は含まれません。

②第1順位の相続人は、被相続人の「子」です。実子ほか、養子・認知した子も含まれます。

③第1順位の相続人がいないときは、被相続人の「父母や祖父母」が第2順位の相続人となります。

④第1順位、第2順位の相続人がいないときは、被相続人の「兄弟姉妹」が第3順位の相続人となります。

〈遺言がない場合とある場合〉

①遺言がない場合

（遺産分割協議）

先ほど、相続の効果として、相続人が2人以上いる場合にはその共有財産となり、各相続人は、その相続分に応じて権利義務を承継するとお話ししました。

しかし、具体的な被相続人名義の土地・建物や預貯金等を、誰がどの財産をどれだけ相続するかについては、共同相続人全員の場合により、遺産分割協議（話し合い）をする必要があります。

この場合、法定相続分とは異なる遺産分割をすることも可能ですし、相続財産を全く受け取らないという遺産分割協議も有効です。ただし、借金などのマイナス財産を特定の相続人のみが相続するという分割協議も当事者間では有効ですが、債権者に対してはその有効性を主張することができません（債権者は、法定相続割合に応じた借金の支払い義務を相続人に対して請求することができます。）。

遺産分割協議がまとまれば、その内容を文書にし、共同相続人全員で実印を押印し、その印鑑証明書を添付しておく必要があります（遺産分割協議の内容を公正証書で作成することもできます。）。

なお、遺産分割協議がまとまらなければ、家庭裁判所の調停・審判で決めることになります。

②遺言がある場合

遺言の効果

被相続人が遺言を残した場合は、被相続人の相続に関しては、①遺言が法定相続に優先することになり、共同相続人による遺産分割協議が不要となります。その結果、②不動産の名義変更や預貯金等の払戻しなど相続手続を迅速に進めることができ、③相続争いを未然に防止することもできます。

また、「遺言の効果は、遺言者の死亡と同時に発生」しますので、遺言書を作成しても、④遺言者の生存中（つまり遺言の効果が発生する前）は、自己の財産を自由に処分したり、預貯金等を使ったりすることも自由です。また、事情が変わって、一旦した遺言を撤回したり、変更したりすることもできます。

〈特に、遺言を残した方が望ましいケース〉

特に、次のようなケースの場合には、遺言を残すことをお勧めします。

①配偶者や障害のある子がいる場合に、被相続人(自身)の亡き後の配偶者の生活や、障害のある子の将来の生活に配慮が必要な場合。

②よく面倒を見てくれた子に遺産を多く遺したいとき。

③一緒に暮らしてきた内縁の妻や、老後の面倒を看てくれた長男の嫁、お世話になった知人や恩人に財産を遺したいとき、お世話になった病院や社会福祉施設に寄付したいとき。

④子供がいない夫婦の場合には、配偶者と兄弟姉妹が法定相続人になるので残された配偶者に遺産全部を遺したいとき。

⑤子供の兄弟仲が悪く、相続争いが予想される場合。

⑥普段全く付き合いのない親族（音信不通の子など）が相続人になる、どこにいるか連絡もとれない場合。

⑦被相続人と一緒に家業を手伝い、家業

に特別の貢献（寄与）がある子供がいる場合（寄与分を考慮する場合）、先祖から受け継いだ農地等を跡取りである長男に引き継ぎたいとき。

その他、記載していませんが、被相続人に暴力を振るうなど、素行の悪い相続人を廃除したい場合などです。

〈尊厳死宣言公正証書〉

尊厳死宣言公正証書ですが、この相談は沢山あるわけではありません。

尊厳死とは「回復の見込みのない末期状態の患者に対し、生命維持治療を差し控え、又は中止し、人間としての尊厳を保たせつつ、死を迎えさせること」と一般的に定義されています。

日本には「尊厳死宣言書」に関する法律はないものの、医学会において30年以上前から議論されてきておりまして、国内の医療機関においても尊厳死宣言書があれば延命治療の差し控え・中止がされるケースもあると聞いています。

延命治療の差し控え、中止が許容される場合とはどのような状態のときかについてですが、「医学的所見により不治の状態にあり、死期が迫っていて、延命治療が人工的に死期を引き延ばすだけの状態にあること」ということで大方の意見の一致をみているようです。

尊厳死宣言書も私文書で作成されたものよりは、公正証書で作成したほうが本人の意思に基づくものであることを明確できるとの考えから、依頼されることがあります。

公正証書に記載事項する内容としては、「本人によるの尊厳死の宣言」のほか「尊厳死宣言をする理由」、「家族の了解が得られていること」、「医療従事者に刑事訴追などの責任が及ばないようにとの依頼」などです。

強制力はありませんが、一定の効果は見込まれます。

何より本人自らの生命に関する究極の意思決定の機会ですから、依頼者本人いわく、納得感・安心感は確実に得られるとのこと

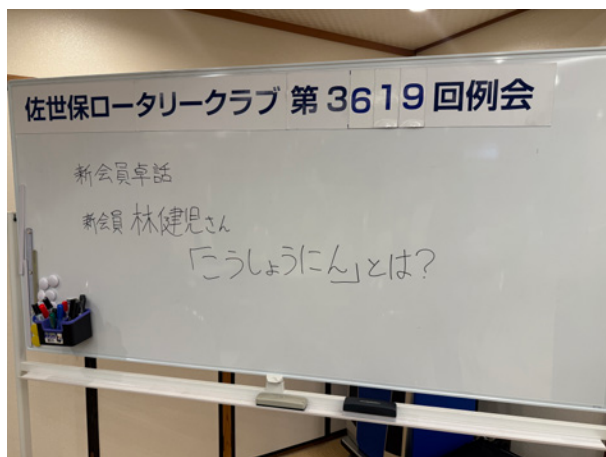
です。

〈終わりに〉

以上、いろいろな話をしてきましたが、難しい内容の話、私の説明も仕方もまずく、分かりにくかったことと思います。

今日は、公証役場でどんなことをしているのかを少しでも知っていただければそれでいいかなと思っています。

裁判所は、争いが起きた後の救済を図る場所、公証役場・公証人には、公正証書の作成などを通じて争いを未然に防いでいく「予防司法」の役割があるということを申し上げて、本日の卓話を終わりたいと思います。



今後の例会予定

5月27日 中村 隆徳 さん

西海学園高等学校インターアクトクラブ例会予定

未定

長崎国際大学ローターアクトクラブ例会予定

未定

*西海学園IAC、長崎国際大学RACにご出席されますと、メイクアップにもなりますのでご活用ください。

*RACへご出席される方はお食事の要・不要の確認をいたしますので、事務局までお知らせください。

(今週の担当：梅村尚一郎 カメラ担当：指山 立)

クラブ会報・広報委員会

委員長：梅村尚一郎
副委員長：指山 立

委員：谷川辰巳・船越 温・本岡 眞
安達幸太・長島正太郎